別表第一五・〇九項中「

一五〇九・一〇	バージン油	無税
一五〇九・二〇	エクストラバージンオリーブ油	無税
一五〇九・三〇	バージンオリーブ油	無税
一五〇九・四〇	その他のバージンオリーブ油	無税

」を「

一五・一〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税
一五一〇・一〇	粗製のオリーブかす油	無税
一五一〇・九〇	その他のもの	無税

」に改める。

別表第一五・一〇項を次のように改める。

一五・一〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）	無税
一五一〇・一〇	粗製のオリーブかす油	無税
一五一〇・九〇	その他のもの	無税

別表第一五・一五項中「及びその分別物（」を「又は微生物性油脂及びこれらの分別物（」に改め、同表第一五一五・五〇号の次に次の一号を加える。

一五一五・六〇	微生物性油脂及びその分別物	
	一　酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
	二　その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭

別表第一五・一六項中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に改め、同項に次の一号を加える。

一五一六・三〇	微生物性油脂及びその分別物	四％

別表第一五・一七項中「若しくは植物性油脂」を「、植物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、同表第一五一七・九〇号中「植物性油脂又はその」を「植物性油脂、微生物性油脂又はこれらの」に改める。

別表第一五一八・〇〇号中「動物性又は植物性の油脂及びその」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に、「若しくは植物性油脂」を「、植物性油脂若しくは微生物性油脂」に改める。

別表第四部の表題中「製造たばこ代用品」の下に「、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）」を加える。

別表第一六類の表題中「魚又は」を「魚、」に、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物又は昆虫類」に改める。

別表第一六類の注1中「第三類」の下に「、第四類の注6」を加え、「魚並びに」を「魚、」に、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物並びに昆虫類」に改め、同注2中「血」の下に「、昆虫類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

別表第一六類の号注1中「又は血」を「、血又は昆虫類」に、「又はくず肉」を「、くず肉又は昆虫類」に改める。

別表第一六〇一・〇〇号を次のように改める。

一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもとにした調製食料品	
	一　昆虫類のもの	一二％
	二　その他のもの	一〇％

別表第一六・〇二項中「及び血」を「、血及び昆虫類」に改め、同表第一六〇二・一〇号を次のように改める。

一六〇二・一〇	均質調製品	
	一　昆虫類のもの	一二％
	二　その他のもの	二五％

別表第一六〇二・九〇号中「

	（一）　その他のもの	
	A　昆虫類のもの	八％
	B　その他のもの	九％

」を「

	（一）　その他のもの	
	A　昆虫類のもの	八％
	B　その他のもの	九％

」に改める。

別表第一六〇五・五九号を次のように改める。

一六〇五・五九	その他のもの	
	一　くん製したもの	六・七％
	二　その他のもの	九・六％

別表第一八類の注1を次のように改める。

1　この類には、次の物品を含まない。

(a)　ソーセージ、肉、くず肉、血、昆虫類、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の二〇％を超えるもの（第一六類参照）

(b)　第〇四・〇三項、第一九・〇一項、第一九・〇二項、第一九・〇四項、第一九・〇五項、第二一・〇五項、第二二・〇二項、第二二・〇八項、第三〇・〇三項又は第三〇・〇四項の調製品

別表第一九類の注1(a)中「血」の下に「、昆虫類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

別表第一九〇二・二〇号中「血」の下に「、昆虫類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

別表第二〇類の注1中(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、同注1(b)中「血」の下に「、昆虫類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改め、同注1中(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b)　植物性油脂（第一五類参照）

別表第二〇〇八・九三号中「、ヴァキニウム・オクシココス及び」を「及びヴァキニウム・オクシココス）及びこけもも（」に改める。

別表第二〇・〇九項中「又は」を「、ナット又は」に、「を含み」を「及びココナッツウォーターを含み）に、「グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース」を「グレープフルーツジュース及びポメロジュース」に改め、同表第二〇〇九・八一号中「、ヴァキニウム・オクシココス及び」を「及びヴァキニウム・オクシココス）ジュース及びこけもも（」に改める。

別表第二一類の注1(e)中「血」の下に「、昆虫類」を加え、「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改め、同注1中(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)の次に次のように加える。

(f)　第二四・〇四項の物品